資料11

# 官公需における価格転嫁の取組について

内閣官房

2026年1月

# 官公需における価格転嫁の取組について

## Ⅰ　官公需の重要性

○　エネルギー価格や原材料費、労務費などの上昇といった中小・小規模事業者を巡る厳しい経営環境の下、**企業の賃上げ原資を確保し、物価上昇を上回る賃上げを実現**するため、適切な価格転嫁を行うことが出来る環境の整備は重要。

○　地方に目を向けると、GDP全体の約１/４を占める公的需要は、地方部ほどGDPに占める割合が高く、**官公需は、地方経済にとって重要な役割を果たしている**ことから、地方の中小・小規模事業者にとって官公需における価格転嫁等の取組を深化・徹底していくことが、引き続き重要。

## Ⅱ　政府の取組

低価格受注に起因する倒産及び人材流出等の悪影響を未然に防止し、ダンピングの防止と公共調達における品質確保、適正なコストの賃金への転嫁並びに公正な競争環境の維持を図ることで、**発注者・受注者及び労働者の三者がそれぞれ利益を享受。**

**国と地方を挙げて、これまでの取組を深化・徹底**

### 【経済財政運営と改革の基本方針2025等】

**「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」**

◆　低入札価格調査制度等の導入拡大・活用
→　地方公共団体における導入の促進
◆　地方公共団体における相談窓口の開設
→　「取引かけこみ寺（旧：下請かけこみ寺）　」の活用

**「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」**
**（R7.4.22閣議決定）**

◆　物価上昇に伴うスライド対応や期中改定の促進等

**物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底**

◆　国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保

### 制度面

◆　**特に自治体の工事関係以外の請負契約における低入札価格調査制度等の導入の拡大・徹底**
（自治体ごとの導入状況を見える化）

◆　**労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、業種ごとの低入札価格調査基準の見直し**
（直接人件費・直接物件費を指標とする等）

◆　**物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等を徹底し定着化**

### 財政面

◆　**官公需の施設整備や委託・請負事業の単価・予算について、労務費や資材価格の上昇等を踏まえ引上げ**

◆　**「重点支援地方交付金」の活用**
（実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援）

◆　**各地方公共団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税算定へ反映（R8年度～）**